

6次産業化に取り組みたい

新事業創出支援事業

担当課	産業雇用支援課産業連携係	TEL 72-8236
相談先	北上市産業支援センター 北上市農業支援センター	TEL 71-2181 TEL 72-8311

本事業の役割

産業分野を問わず、新製品又は新サービスの開発又は提供、6次産業化、起業・創業などを行うことによる新事業創出等を積極的に支援します。

対象者は？

次のいずれかに該当し、市内に住所を有する市税を滞納していない方

- (1) 中小企業者(個人事業主を含む)又は年度内に起業を予定している個人
- (2) 第1次産業に従事する個人若しくは法人又は集落営農組織

※産地直売所を運営する農業者等も対象となります。

- (3) (1)・(2)に該当する者を主たる構成員とする3者以上で構成するグループ

※主たる構成員が市内に住所又は本拠地を有するとともに、主に市内で事業を行う場合は、市外の者が構成員になることも可能です。

補助対象事業は？

次のいずれかに該当する新事業

- (1) 新製品の開発又は提供
- (2) 新サービスの開発又は提供
- (3) 新販路の開拓
- (4) 新販売方法の導入
- (5) 6次産業化の事業(既に6次産業化を行っている事業を改善する事業も含む。)
- (6) その他市長が新事業と認めるもの

補助金の額は？

農業者等については、補助対象経費で発生した費用の2/3が補助金として交付されます。(最大100万円)

手続はどうするの？

- (1) 事業内容等について、北上市産業支援センター又は北上市農業支援センターへ事前に相談してください。事前相談は必須です。
- (2) 応募申請書の提出 (郵送や電子メール等も可)
4月下旬～5月31日
- (3) 審査会(応募者は審査会で事業説明を行います。)
- (4) 補助金交付申請書の提出、交付決定
- (5) 事業の実施(交付決定後、令和8年3月末までに事業を終了すること。事前着手は不可。)
- (6) 事業報告書及び請求書の提出
申請書等については、市のホームページからダウンロードできるほか、産業雇用支援課で配布しています。

